

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2025年（令和7年）3月14日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名称

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務内容

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

2 委託金額の算定方法

委託金額の算定は、成果報酬型によるものとし、委託料率の上限は20%（消費税及地方消費税別）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 地方公共団体が行う企業版ふるさと納税のマッチング支援業務（類似の業務を含む。）の実績が1件以上あること。

4 評価項目及び評価内容

実施要領に定めるとおりとする。

5 受注候補者の特定

福山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価を基に本業務の受注候補者を選定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎9階）

福山市経済環境局経済部経済総務課

電 話：084-928-1215

FAX：084-928-1733

E-mail：keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) スケジュール

項 目	日 程
公告	2025年（令和7年）3月14日（金）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年3月28日（金）まで
質問書受付期間	公告の日から同年3月21日（金）午後5時まで
質問書に対する回答	2025年（令和7年）3月25日（火）までに適宜、市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年3月28日（金）午後5時まで
企画提案書の提案者の選定通知	2025年（令和7年）3月31日（月）
企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）4月11日（金）午後5時まで
書類審査の実施期間	企画提案書の受付期間終了後から2025年（令和7年）4月18日（金）まで
書類審査結果の通知	2025年（令和7年）4月18日（金）

(3) 実施要領、仕様書等の配付期間、配付方法

ア 配付期間

2025年（令和7年）3月14日（金）から同年3月28日（金）まで

イ 配付方法 本市ホームページに掲載する。

(4) 参加申込書の提案者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、本市が示す目標寄附額に委託料率を乗じた金額により、見積合せの上契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、参考見積書の委託料率と同

率になるとは限らない。

8 失格条件

次に掲げる条件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託料の適正な範囲を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 参加申込書類及び企画提案書類の作成、提出等に要する全ての費用
参加者の負担とする。
- (4) その他
詳細は、実施要領に定めるところによるものとする。